

## 維持会員

### 1 設立の目的

写真美術館では、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視野から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに向けての取り組みを行っている。これらの役割を果たしていくためには、もとより都立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広くご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことが出来るという趣旨のもとに維持会員制度を設立した。

### 2 維持会員募集要項

#### (1) 募集対象

企業・団体

#### (2) 維持会費

1口 30万円

#### (3) 維持会員入会申込み先

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3  
東京都写真美術館 維持会員担当  
TEL 03-3280-0032  
FAX 03-3280-0033



維持会員顕名板（2階ロビー）

### 3 維持会員の主な特典

#### (1) 顕名

法人名の館内掲示、写真美術館刊行の「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、ホームページへの掲載。

#### (2) 主催展覧会招待

主催各展覧会毎に招待券および、カタログを進呈。

#### (3) 展覧会特別鑑賞会招待

オープングレセプション、特別鑑賞会への招待。

#### (4) 情報提供

「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、出版物の送付。また、催事についての事前の情報提供。

#### (5) プライベート・パーティ会場提供

法人主催のパーティに対して写真美術館ロビーを提供。

#### (6) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催のもとに随時懇談会を開催。

### 4 維持会費の主な用途

維持会費は当面写真美術館の次のような活動に充当している。

#### (1) 写真・映像収蔵品の充実

寄贈・寄託以外のコンテンポラリー作品、海外作家作品の購入の一部に充当し、収蔵品の充実を図る。

#### (2) 新進作家の発掘と育成

作品発表の場の提供を通じて新進作家の育成に寄与する。

#### (3) 企画展関係

主催・収蔵・映像展以外の自主企画展等（市民参加型展示会等を含む）の充実を図る。

#### (4) 国際交流関係

海外各国の写真美術館との交流展示、国際シンポジウムの開催等国際交流を促進する。

#### (5) 対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動の支援。

#### (6) 国内関係先との交流

国内の関係美術館との交流を活発化するとともに維持会員を中心とする写真映像文化振興支援協議会懇談会を開催する。



写真映像文化振興支援協議会 理事会

## 5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。

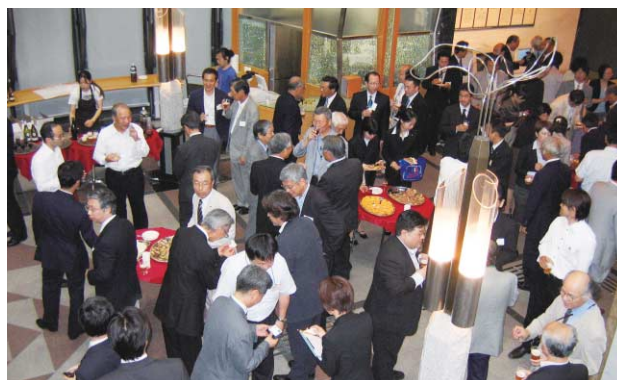
### (1) 平成20年度事業報告

- (ア) 維持会員の募集を積極的に行い、平成20年度中の新規入会は16法人を数え、平成20年度の総会員数は215法人であった。
- (イ) 維持会員名を写真美術館正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes (アイズ)」並びにホームページに掲載した。
- (ウ) 維持会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。
- (エ) 平成20年度理事会を平成20年7月8日(火)に開催するとともに、同日、維持会員・協賛企業懇談会を開催した。また併せて「ヴィジョンズ オブ アメリカ 第1部 星条旗」、「今森光彦写真展 昆虫4億年の旅」の展覧会ギャラリートークを行った。
- (オ) 維持会員を対象とした保存科学セミナーを平成20年10月8日(水)に実施し、同時に「ヴィジョンズ オブ アメリカ 第2部 わが祖国」の展覧会ギャラリートーク及び懇談会を開催した。

(カ) 自主企画展「森山大道展 II. ハワイ」、「今森光彦写真展 昆虫4億年の旅」、「液晶絵画 STILL/MOTION」、「日本の新進作家vol.7 オン・ユア・ボディ」、「ランドスケープ 柴田敏雄展」、「やなぎみわ マイ・グランドマザーズ」について、開催経費支援を行った。

(キ) 当館のコレクションの充実を図るため、明治初期の肖像・記録写真として重要な小島柳蛙氏の写真10点、田中美代治氏の写真4点、ウィリアム K. バルトン氏の写真6点の他、日本の1960年代の写真表現を代表する写真家による作品シリーズのうち未収蔵であった細江英公氏の写真4点、奈良原一高氏の写真96点、柳沢信氏の写真20点を購入した。

(ク) あ・ら・かるちゃー、スクールプログラムについての支援を行った。



維持会員・協賛企業等懇談会(2階ロビーにて)



維持会員を対象とした保存科学セミナー

## (2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。

(平成21年3月31日現在)

(社名50音順)

### 名誉顧問

滝川 精一 前理事長

### 理事長

永田 圭司 財団法人 画像情報教育振興協会 理事長  
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
 常勤顧問

### 理事

菊川 剛 オリンパスイメージング株式会社 会長  
 内田 恒二 キヤノン株式会社 社長  
 松浦 規之 コダック株式会社 社長  
 村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 社長  
 前田 新造 株式会社資生堂 社長  
 北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長  
 足立 直樹 凸版印刷株式会社 社長  
 苅谷 道郎 株式会社ニコン 社長  
 古森 重隆 富士フイルム株式会社 社長  
 鳥越 興 HOYA株式会社 PENTAXイメージング・システム事業部長  
 近藤 史朗 株式会社リコー 社長

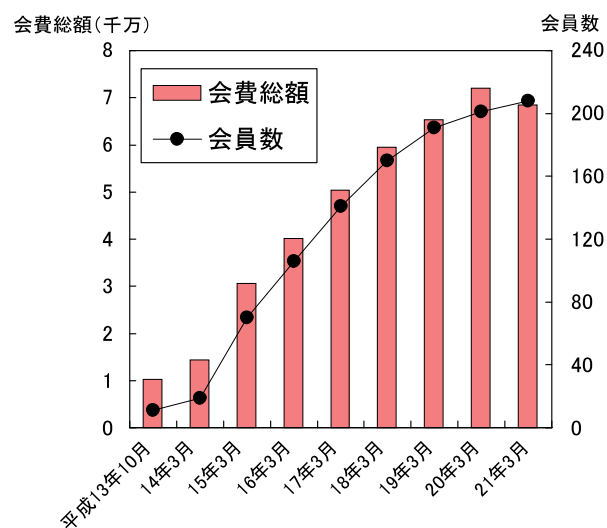
### 監事

三枝 稔 朝日生命保険相互会社 特別顧問

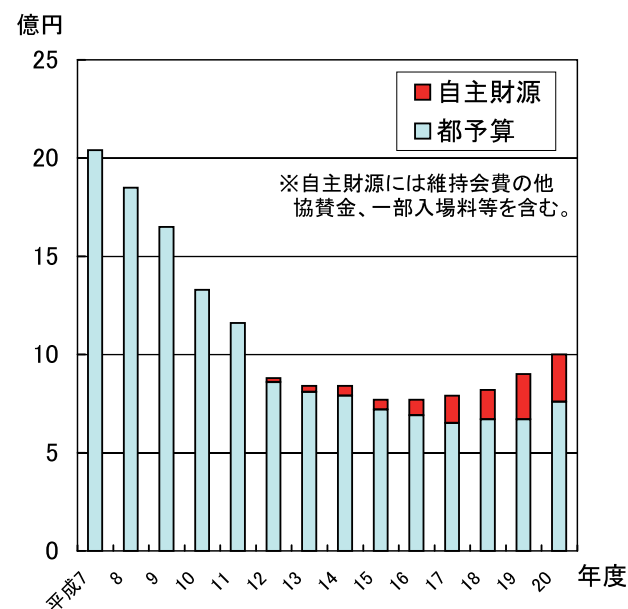
### 専務理事

末吉 哲郎 前東京都写真美術館参与

維持会員数の推移と年間会費総額



予算額に占める自主財源の割合



平成20年度 維持会員企業・団体名 (215法人 50音順)

**(特別支援会員)**

キャノン株式会社  
株式会社資生堂

**(特別維持会員)**

株式会社キタムラ  
大日本印刷株式会社  
東京電力株式会社  
凸版印刷株式会社  
株式会社ニコン  
富士フイルム株式会社  
株式会社リコー

**(維持会員)**

株式会社 I & S BBDO  
株式会社アイテム  
株式会社アサツー ディ・ケイ  
旭化成株式会社  
朝日新聞社  
朝日生命保険相互会社  
アサヒビール株式会社  
朝日放送株式会社  
株式会社アセット婦人画報社  
アップルジャパン株式会社  
アデコ株式会社  
株式会社アートよみうり  
株式会社アマナ  
イー・ギャランティ株式会社  
株式会社岩波書店  
エスエス製薬株式会社  
株式会社NHKアート  
株式会社NHKエデュケーショナル  
株式会社NHKエンタープライズ  
株式会社NHKプロモーション  
株式会社NTTデータ  
株式会社NTTドコモ  
NTT都市開発株式会社  
株式会社エフエム東京  
エプソン販売株式会社  
LVIグループ株式会社 ルイ・ヴィトン ジャパン カンパニー  
エルメスジャパン株式会社  
株式会社大塚商会  
株式会社大林組  
オムロン株式会社  
オリックス株式会社  
オリンパスイメージング株式会社  
株式会社オンワード樺山  
科研製薬株式会社  
カシオ計算機株式会社  
鹿島建設株式会社  
株式会社角川書店  
カトーレック株式会社  
カルピス株式会社  
株式会社カンパセーション アンド カムパニー  
株式会社キクチ科学研究所  
キッコマン株式会社  
株式会社紀伊國屋書店  
キハラ株式会社  
キャノンマーケティングジャパン株式会社  
株式会社キューンコミュニケーションズ  
共同印刷株式会社  
社団法人共同通信社  
協和発酵キリン株式会社  
キリンホールディングス株式会社  
株式会社弘亜社  
株式会社講談社  
株式会社光文社  
株式会社国書刊行会  
株式会社コスモスインターナショナル  
株式会社コーセー  
コダック株式会社  
コニカミノルタホールディングス株式会社  
株式会社ザ・アール  
サッポロホールディングス株式会社

産経新聞社  
サントリー株式会社  
株式会社サンローズ  
株式会社ジェイアール東日本企画  
ジェイティービー印刷株式会社  
株式会社シグマ  
株式会社実業之日本社  
清水建設株式会社  
株式会社写真弘社  
シャネル株式会社  
株式会社集英社  
株式会社主婦と生活社  
株式会社主婦の友社  
株式会社小学館  
松竹株式会社  
信越化学工業株式会社  
株式会社新潮社  
株式会社スタジオアリス  
株式会社スタジオジブリ  
住友化学株式会社  
株式会社生活の友社  
セイコーホールディングス株式会社  
株式会社青春出版社  
株式会社世界文化社  
積水ハウス株式会社  
株式会社絶対空間  
セントラル警備保障株式会社  
全日本空輸株式会社  
ソニー株式会社  
第一三共株式会社  
第一法規株式会社  
ダイキン工業株式会社  
株式会社ダイケングループ  
大成建設株式会社  
株式会社竹中工務店  
株式会社タムロン  
株式会社淡交社  
株式会社丹青社  
株式会社中央公論新社  
中外製薬株式会社  
株式会社ティール・ピー・オー  
株式会社テレ・オー・ダブリュー  
株式会社テレビ朝日  
株式会社テレビ東京  
電源開発株式会社  
株式会社電通  
東亜建設工業株式会社  
東京ガス株式会社  
東京急行電鉄株式会社  
東京工芸大学  
東京新聞・中日新聞社  
株式会社東京スタジオ  
東京造形大学  
東京総合写真専門学校  
東京テアトル株式会社  
東京都競馬株式会社  
株式会社東京ドーム  
株式会社東京美術倶楽部  
株式会社東京放送  
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社  
株式会社東芝  
東宝株式会社  
株式会社東北新社  
株式会社徳間書店  
図書印刷株式会社  
戸田建設株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
日外アソシエーツ株式会社  
日油株式会社  
日産自動車株式会社  
株式会社日本カメラ社  
日本経済新聞社  
日本興亜損害保険株式会社  
株式会社日本広告社

社団法人日本広告写真家協会  
日本写真印刷株式会社  
社団法人日本写真家協会  
社団法人日本写真協会  
日本写真芸術専門学校  
日本写真作家協会  
社団法人日本写真文化協会  
日本大学芸術学部  
日本たばこ産業株式会社  
日本テレビ放送網株式会社  
日本ハム株式会社  
日本ビューレット・パッカード株式会社  
株式会社ニッポン放送  
日本レコードマネジメント株式会社  
日本ロレックス株式会社  
株式会社ニューアートディフュージョン  
野崎印刷紙業株式会社  
株式会社博報堂  
パナソニック株式会社  
株式会社林原生物化学研究所  
びあ株式会社  
北海道 写真の町東川町  
東日本旅客鉄道株式会社  
光写真印刷株式会社  
株式会社美術出版社  
株式会社日立製作所  
株式会社日立物流  
株式会社ビックカメラ  
株式会社ビデオプロモーション  
ヒノキ新薬株式会社  
株式会社ファーストリテイリング  
株式会社ファンケル  
富国生命保険相互会社  
富士重工業株式会社 (スバル)  
富士ゼロックス株式会社  
株式会社フジテレビジョン  
株式会社扶桑社  
株式会社プラザクリエイト  
株式会社プリチストン  
株式会社プリンスホテル  
株式会社フレームマン  
株式会社文藝春秋  
株式会社ベネッセコーポレーション  
株式会社ホテルオークラ  
HOYA株式会社 PENTAXイメージング・システム事業部  
株式会社堀内カラー  
本田技研工業株式会社  
毎日新聞社  
株式会社マガジンハウス  
マミヤ・デジタル・イメージング株式会社  
丸善株式会社  
株式会社マンダム  
三井倉庫株式会社  
三井不動産株式会社  
株式会社三越  
三菱地所株式会社  
三菱製紙株式会社  
武蔵大学  
森ビル株式会社  
モルガン・スタンレー証券株式会社  
株式会社ヤナセ  
ヤマトロジスティクス株式会社  
ユサコ株式会社  
ユニリーバ・ジャパン株式会社  
横河電機株式会社  
株式会社吉野工業所  
株式会社ヨドバシカメラ  
読売新聞社  
ライオン株式会社  
ライカカメラジャパン株式会社  
リシュモン ジャパン株式会社 モンブラン  
株式会社ワコール



## ミュージアムショップ／カフェ

### ミュージアムショップ

来館者が利用しやすいように、1階エントランスにミュージアムショップを設置している。

写真関連の書籍、グッズを中心に販売し、写真美術館で行う展覧会・映画にあわせた商品展開および、オリジナルグッズの開発を行っている。販売書籍は、和・洋書写真集を中心に、他館の展覧会図録、自費出版の写真集や貴重な古書など、一般書店では入手しにくいものも多数取り揃えている。グッズでは、トイカメラ、フェナキスタスコープなどのオプティカルトイも充実させている。平成20年度は、オリジナルグッズの開発・制作によりいっそう力を入れ、定番となるようなショップ・オリジナルのステーションナリーや、個別の展覧会に応じた出品作家グッズなどの展開を行った。

店名 「ナディッフ×10 (バイテン)」  
営業時間 日曜日～水曜日 10:00～18:00  
木曜日・金曜日 10:00～20:00  
土曜日 10:00～18:30  
平成20年度売上実績 106,939,148円

### オリジナルグッズの開発例

- ミュージアムエコバッグ
- ナディッフノート（系列店全店共通）2種
- フィルムサイズ・付箋3色
- フィルムサイズ・メモ帳1種
- オリジナル手ぬぐい
- バッグ他（「森山大道」展関連商品）
- ミュージアムダイアリー2009
- ミュージアムステーションナリー（シャープナー）
- ミュージアムステーションナリー（鉛筆）



### 好評だった商品例

- マリオ・ジャコメリ写真集、ポストカード
- 「今森光彦」展図録

### カフェ

1階及び2階にカフェを設置し、来館者に憩いの場を提供するほか、写真美術館で行う展覧会と連携したカフェ＋ギャラリートークなどのイベントを行っている。

メニューは、ネルドリップコーヒーのほか、13種類ものベルギービールやベルギーチョコレートなど多彩なメニューを揃えている。写真美術館友の会会員への割引サービスのみならず、展覧会事業と連携したメニューの提供や2階カフェでのカフェトークなど、弾力的なカフェ運営に取り組んでいる。

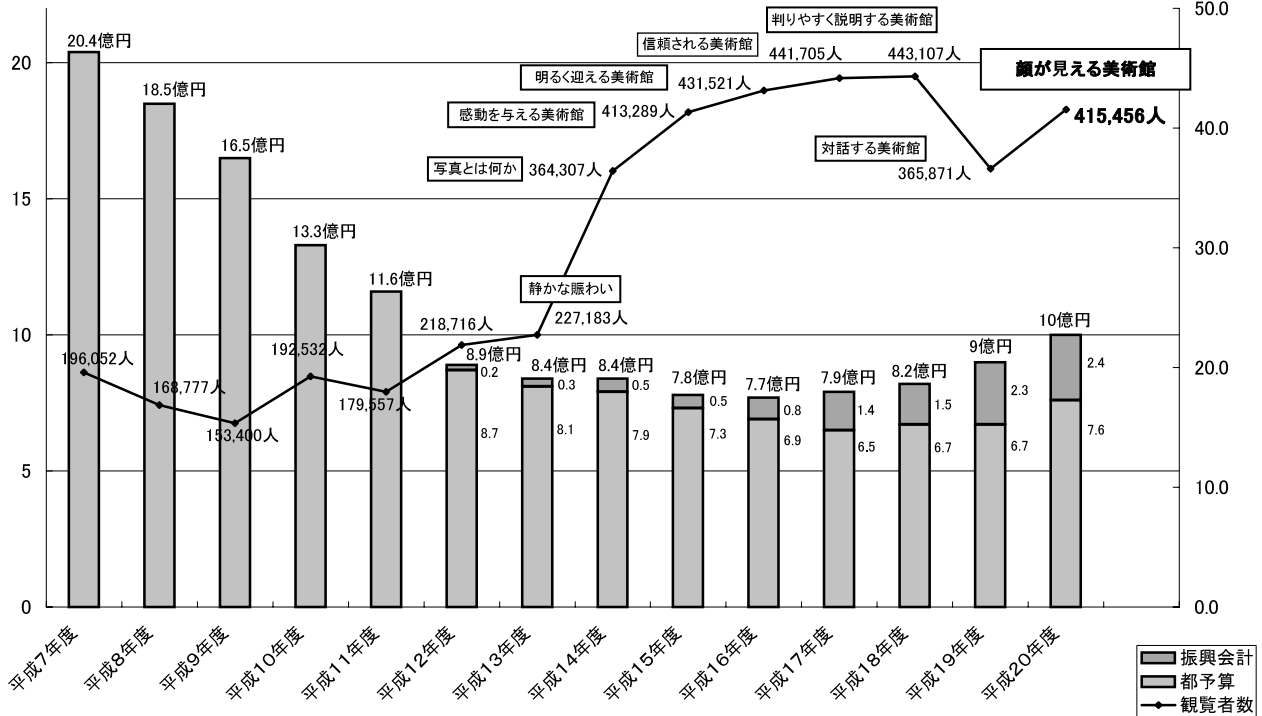
店名 「シャンブル・クレール」（フランス語で「明るい部屋」）  
営業時間 1階カフェ 火曜日～土曜日 10:00～20:00  
日曜日 10:00～18:00  
2階カフェ 火曜日～日曜日 10:00～18:00  
席数 1階カフェ 38席  
2階カフェ 23席  
平成20年度売上実績 25,503,550円



平成20年度 予算額と年間観覧者数

単位：億円

単位：万人

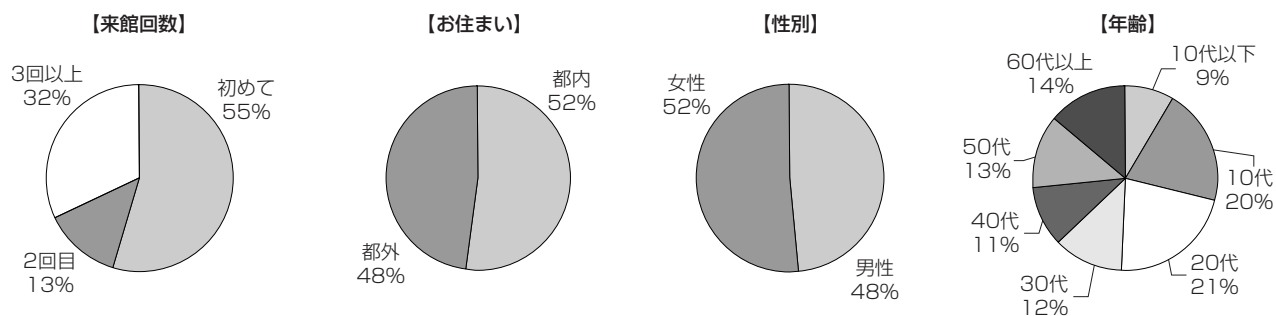


平成20年度 入館者数内訳

【単位：人】

事項	収蔵・映像展	自主企画展	誘致展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者							その他入館者合計	入館者総合計
						展覧会関連講演会	ワークショップ	スクールプログラム	ギャラリートーク	サイン会等	図書室	アトリエ		
4月	0	10,958	23,445	2,785	37,188	897	0	74	175	0	3,018	110	4,274	41,462
5月	10,913	15,906	19,523	3,286	49,628	620	0	142	275	0	2,969	170	4,176	53,804
6月	21,331	19,894	12,917	2,825	56,967	0	33	158	83	0	2,611	287	3,172	60,139
7月	6,824	14,211	20,476	5,699	47,210	488	246	248	84	97	2,648	165	3,976	51,186
8月	7,576	17,265	10,313	3,361	38,515	224	208	79	110	127	2,756	145	3,649	42,164
9月	6,989	10,883	0	3,253	21,125	75	25	59	225	0	2,488	228	3,100	24,225
10月	6,732	11,234	3,946	2,797	24,709	74	27	59	140	0	2,664	222	3,186	27,895
11月	7,558	7,435	11,619	2,971	29,583	117	114	79	157	0	2,536	175	3,178	32,761
12月	8,503	6,937	1,421	4,053	20,914	106	11	31	62	0	2,290	210	2,710	23,624
1月	15,968	10,026	0	1,913	27,907	50	108	41	554	46	2,341	165	3,305	31,212
2月	8,926	27,427	0	980	37,333	186	43	229	68	0	2,349	95	2,970	40,303
3月	4,855	11,903	5,573	2,046	24,377	106	72	80	174	0	2,407	165	3,004	27,381
合計	106,175	164,079	109,233	35,969	415,456	2,943	887	1,279	2,107	270	31,077	2,137	40,700	456,156

平成20年度 来場者の内訳（アンケート調査より）



平成20年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TV・ラジオ放送件数	3	4	4	7	4	3	2	3	2	7	11	4	54
新聞掲出件数	30	38	53	44	32	26	32	30	23	50	54	39	451
雑誌等掲出件数	75	79	60	74	53	44	72	55	53	78	107	68	818
ホームページアクセス件数	472,542	484,303	490,232	490,232	427,193	401,309	367,450	357,645	408,955	451,119	666,077	430,568	5,447,625

平成20年度 ボランティア活動状況

【単位：件】

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	49	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
活用事業実施回数	5	2	4	11	5	7	3	6	4	3	6	5	61
延活動者数	11	11	36	78	45	24	17	43	29	15	32	36	377
研修実施回数	1	2	1	0	1	1	1	3	1	1	1	1	14
研修参加者数	5	26	28	0	8	13	10	19	8	5	3	20	145

平成20年度 トワイライトカード配付状況

【単位：件】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	カード配布者の中でのポイント交換率
ポイントカード配布数合計（枚）	347	533	576	284	338	194	265	165	146	207	178	78	3,311	
3ポイント交換者数合計（人）	44	51	66	48	50	60	71	49	25	58	31	24	577	17%
6ポイント交換者数合計（人）	8	14	24	23	18	22	22	14	9	17	23	3	197	6%
夜間入場者数	915	1,455	1,751	1,081	1,213	875	1,229	1,156	596	768	2,723	500	14,262	

※木・金曜日の17時30分以降に展覧会に入場した方に、1展覧会につき1ポイント付与。3ポイントで素敵な賞品贈呈、6ポイントで一展覧会にご招待。

平成20年度 貸出施設利用状況

【単位：日】

事業名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	開館日数	26	27	25	28	27	25	27	26	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	27	25	28	27	25	26	26	24	23	22	22	301
	稼働率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.3%	100.0%	100.0%	88.5%	100.0%	100.0%	98.7%
3階展示室	開館日数	26	27	25	28	27	25	27	26	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	23	25	24	23	25	23	26	20	26	16	22	279
	稼働率	100.0%	85.2%	100.0%	85.7%	85.2%	100.0%	85.2%	100.0%	83.3%	100.0%	72.7%	100.0%	91.5%
2階展示室	開館日数	26	27	25	28	27	25	27	26	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	23	25	24	23	25	24	26	20	26	16	22	280
	稼働率	100.0%	85.2%	100.0%	85.7%	85.2%	100.0%	88.9%	100.0%	83.3%	100.0%	72.7%	100.0%	91.8%
創作室	開館日数	26	27	25	28	27	25	27	26	24	26	22	22	305
	貸出日数	6	9	13	18	12	15	14	17	16	11	5	11	147
	稼働率	23.1%	33.3%	52%	64.3%	44.4%	60.0%	51.9%	65.4%	66.7%	42.3%	22.7%	50.0%	48.2%

平成20年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会名	展覧会会期	貸出期間	点数
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館	大戦間のドイツ写真 —記録と創造のはざままで—	平成20年4月6日～6月22日	平成20年3月26日～7月4日	48
東京芸術大学大学美術館	パウハウス・テッサウ展	平成20年4月26日～7月21日	平成20年4月16日～7月30日	4
宇都宮美術館		平成21年1月25日～3月29日	平成21年1月14日～4月3日	4
新潟県立万代島美術館 (巡回)	写真・昭和の肖像 1945-1989-レンズが視た戦後	平成20年5月24日～7月27日	平成20年5月20日～7月29日	253
北海道立函館美術館	ハコビでBOO!トンちゃん・アート展	平成20年7月20日～12月22日	平成20年7月10日～9月30日	9
国立国際美術館	アジアとヨーロッパの肖像	平成20年9月11日～11月25日	平成20年8月29日～平成21年4月10日	28
福岡アジア美術館		平成20年12月6日～平成21年1月25日		
神奈川県立近代美術館		平成21年2月7日～3月29日		
東京富士美術館	Happy Mother, Happy Children	平成20年10月4日～12月14日	平成20年9月20日～12月20日	10
武蔵野美術大学美術資料図書館	Visual Devices 視覚装置:見ることを見る	平成20年10月6日～10月25日	平成20年9月30日～10月28日	40
名古屋ポストン美術館	ペリー&ハリス ～泰平の眠りを覚ました男たち～	平成20年10月18日～12月21日	平成20年10月7日～12月26日	1
東京都庭園美術館	1930年代・東京-アール・デコ の館(朝香宮邸)が生まれた時代	平成20年10月25日～平成21年1月12日	平成20年10月8日～平成21年1月16日	20
東京国立近代美術館	プリズム 沖縄 1872-2008	平成20年10月31日～12月21日	平成20年10月17日～12月25日	4
静岡県立美術館	風景ルルル-わたしの ソトガワとのかかわり方	平成20年11月3日～12月21日	平成20年10月18日～12月25日	4
尼崎市総合文化センター 美術ホール(4階・5階)	球体写真二元論 細江英公の世界	平成20年11月1日～11月30日	平成20年10月28日～12月2日	125
目黒区美術館	石内都展 ひろしま/ヨコハマ	平成20年11月15日～平成21年1月11日	平成20年11月12日～平成21年1月16日	10
北海道立帯広美術館	絵画と写真の交差 —印象派誕生の軌跡	平成21年1月30日～3月25日	平成21年1月9日～12月28日	5
札幌芸術の森美術館		平成21年4月4日～5月24日		
ひろしま美術館		平成21年6月6日～7月20日		
松本市美術館		平成21年8月1日～9月27日		
名古屋美術館		平成21年10月27日～12月20日		
横須賀美術館	芥川紗織展	平成21年2月14日～3月22日	平成21年2月3日～7月3日	4
一宮市三岸節子記念美術館		平成21年5月16日～6月21日		

平成20年度 プリントスタディールーム別申請一覧

月	申請件数(件)	申請点数(点)	閲覧点数(点)
4月	1	5	5
5月	0	0	0
6月	1	4	3
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
1月	1	7	7
2月	0	0	0
3月	0	0	0
総計	3	16	15

平成20年度 中学生職場体験受入実績

学校名	学年	人数	期間
東京都立小石川中等教育学校	3年生	3名	平成20年12月16日(火)～17日(水) 2日間

平成20年度 大学インターンシップ等受入実績

学校名	学年	人数	期間
首都大学東京	1年生	3名	平成20年9月9日(火)～22日(金) 8日間
日本大学芸術学部	3年生	1名	平成20年8月11日(月)～22日(金) 10日間
		1名	平成20年8月25日(月)～9月5日(金) 10日間
		1名	平成20年9月8日(月)～9月19日(金) 10日間



平成20年度 展覧会別入場者数

【単位：人】

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵・映像	1 森山大道展 I.レトロスペクティヴ 1965-2005	5/13 -6/29	42日間	32,244
	2 ヴィジョンズ オブ アメリカ 第1部「星条旗」1839-1917	7/5 -8/24	45日間	13,654
	3 ヴィジョンズ オブ アメリカ 第2部「わが祖国」1918-1961	8/30 -10/19	44日間	13,050
	4 ヴィジョンズ オブ アメリカ 第3部「アメリカン・メガミックス」1957-1987	10/25 -12/7	38日間	11,629
	5 甦る中山岩太：モダニズムの光と影	12/13 -2/8	47日間	16,931
	6 夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史II 中部・近畿・中国地方編	3/7-3/31 (5/10)※2	21日間	4,855
	7 映像をめぐる冒険 vol.1 イメージネーション 視覚と知覚を超える旅	12/20 -2/15	47日間	13,812
自主企画	1 シュルレアリスムと写真 痙攣する美	(3/15) 4/1-5/6※1	32日間 (46)	16,799 (22,304)
	2 森山大道展 II.ハワイ	5/13 -6/29	42日間	29,959
	3 今森光彦写真展 昆虫4億年の旅	7/5 -8/17	39日間	27,685
	4 液晶絵画 STILL/MOTION	8/23 -10/13	45日間	22,989
	5 日本の新進作家展 vol.7 オン・ユア・ボディ	10/18 -12/7	44日間	13,110
	6 ランドスケープ 柴田敏雄展	12/13 -2/8	47日間	19,245
	7 やなぎみわ マイ・グランドマザーズ	3/7-3/31 (5/10)※2	21日間	7,199
	8 第1回恵比寿映像祭	4/21 -5/20	10日間	27,093
誘致	1 知られざる鬼才 マリオ・ジャコモメリ展	(3/15) 4/1-5/6※1	32日間 (46)	23,441 (29,705)
	2 紫禁城写真展	(3/29) 4/15/18※1	42日間 (44)	17,460 (18,227)
	3 第33回写真公募展 日本写真家協会展	5/24 -6/8	14日間	4,507
	4 世界報道写真展 2008	6/14 -8/10	51日間	41,266
	5 第19回日本写真作家協会展 第6回日本写真作家協会公募展	10/18 -11/3	15日間	5,171
	6 写真新世紀東京展 2008	11/8 -11/30	20日間	10,394
	7 上野彦馬賞写真展	12/6 -12/14	8日間	1,421
	8 APAアワード2009	3/7 -3/22	14日間	4,266
	9 野町和嘉写真展「聖地巡礼」	3/28-3/31 (5/17)※2	3日間	1,307

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
実験劇場他	1 アニー・リーボヴィッツ レンズの向こうの人生	(3/15) 4/1-4/4※1	4日間 (18)	381 (1,840)
	2 バレエ・リュス (モーニングショー)	4/5 -5/9	30日間	616
	3 ファヴェーラの丘	4/5 -5/9	30日間	3,193
	4 チベットの子 (モーニングショー)	5/10 -6/13	28日間	352
	5 CONTROL	5/10 -5/30	17日間	725
	6 森山大道展 対談	5/23, 24,30	3日間	610
	7 JPS展関連イベント	5/24,25	2日間	312
	8 長江哀歌	5/31 -6/13	12日間	703
	9 おいしいコーヒーの真実	6/14 -7/11	24日間	645
	10 1000の言葉よりも 報道写真家ジブ・コーレン	6/14-7/11 7/18-8/10	45日間	2,595
	11 世界報道映画特集	6/14 -7/11	24日間	773
	12 いま ここにある風景	7/12 -9/5	48日間	6,908
	13 今森光彦写真展関連イベント	7/22, 8/9	2日間	474
	14 男たちの詩	9/6 -10/3	24日間	3,454
		1/17 -2/6	18日間	756
	15 オグルヴィ&メイザー・ジャパン 特別上映会	9/16	1日間	150
	16 那須少年記	10/4 -10/17	12日間	863
	17 東京・中国映画週間	10/18 -10/22	4日間	427
	18 ショートショート フィルムフェスティバル&アジア	10/23 -10/26	4日間	435
	19 ウォー・ダンス 響け僕らの鼓動試写会	10/29	1日間	118
	20 画像保存セミナー	10/30 -10/31	2日間	272
	21 ウォー・ダンス 響け僕らの鼓動	11/1 -12/12	35日間	3,825
	22 キヤノン写真新世紀関連イベント	11/28	1日間	190
	23 オペラ映画フェスティバル ～イタリアオペラ名作の森～	12/13 -12/28	14日間	3,009
	24 ニューイヤー!オペレッタ シネマ・フェスティバル	1/2 -1/12	10日間	1,423
	25 色彩の記憶	2/7 -2/15	8日間	569
	26 世界はときどき美しい	2/7 -2/15	8日間	145
	27 恵比寿映像祭	2/20 -3/1	10日間	自主企画 入場者を含む
28 ゼラチンシルバー LOVE	3/7-3/31 (4/10)※2	21日間	2,046	

※1 「シュルレアリスムと写真」、「マリオ・ジャコモメリ展」、「紫禁城写真展」、「アニー・リーボヴィッツ」は、平成20年4月1日以降の入場者数。( )内は会期中の総日数・総入場者数

※2 「日本写真開拓史II」「やなぎみわ展」「野町和嘉写真展」「ゼラチンシルバー LOVE」は平成21年3月31日までの入場者数

平成20年度 東京都写真美術館予算概要

【単位：千円】

一般会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	1,850
写真美術館事業収入	1,850
参加料収入	1,050
出版物販売収入	800
他会計からの繰入金収入	2,903
写真・映像文化振興事業特別会計からの繰入金収入	1,156
付帯事業特別会計からの繰入金収入	1,747
事業活動収入計	4,753
事業活動支出	
事業費支出	4,753
写真美術館事業費支出	4,753
(ワークショップ)	3,497
(スクールプログラム)	1,206
(事業管理)	50
事業活動支出計	4,753
当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

写真・映像文化振興事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
会費収入	65,000
維持会費収入	65,000
事業収入	89,631
写真・映像文化振興事業収入	89,631
入場料収入	57,071
出版物販売収入	7,960
協賛金収入	12,800
共催事業収入	11,800
助成金収入	7,000
民間助成金収入	7,000
負担金収入	4,234
民間負担金収入	4,234
他会計からの繰入金収入	88,000
一般会計からの繰入金収入	20,000
芸術文化発信プロジェクト事業特別会計からの繰入金収入	68,000
事業活動収入計	253,865
事業活動支出	
事業費支出	239,792
写真・映像文化振興事業費支出	239,792
(展覧会事業)	200,678
(実験劇場)	6,200
(写真・映像振興事業)	6,000
(維持会員)	8,660
(事業人件費)	12,620
(あ・ら・かるチャー)	3,000
(誘致企画展)	2,634
他会計への繰入金支出	
一般会計への繰入金支出	1,156
投資活動支出	
固定資産取得支出	10,000
(作品購入)	10,000
予備費支出	
予備費支出	2,907
事業活動支出計	253,855
前期繰越収支差額	14,000
次期繰越収支差額	14,010

受託事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	63,172
写真美術館事業収入	63,172
入場料収入	33,468
施設使用料収入	29,704
受託料収入	668,565
東京都受託料収入	668,565
事業活動収入計	731,737
事業活動支出	
事業費支出	731,737
写真美術館事業費支出	731,737
(美術館維持管理)	280,491
(展覧会事業)	71,073
(情報システム)	50,069
(図書室の運営)	17,770
(保存科学研究室)	1,701
(調査研究)	1,772
(貸出施設の運営)	6,262
(広報事業)	31,774
(作品資料収集事業)	12,422
(事業人件費)	186,343
(収蔵作品の購入)	40,000
(美術館管理運営)	32,060
事業活動支出計	731,737
当期収支差額	0
前期繰越収支差額	52,892
次期繰越収支差額	52,892

付帯事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	10,964
写真美術館事業収入	10,964
出版物販売収入	50
商品販売	50
画像使用手数料収入	200
撮影手数料収入	50
管理手数料収入	9,480
光熱水費収入	1,134
事業活動収入計	10,964
事業活動支出	
事業費支出	5,545
写真美術館事業費支出	5,545
(ミュージアムショップ等)	4,995
(事業管理)	550
繰入金支出	1,747
一般会計(写美)への繰入金支出	1,747
法人税、住民税及び事業税支出	0
法人税、住民税及び事業税支出	0
投資活動支出	0
営業保証金引当資産取得支出	0
事業活動支出計	7,292
当期収支差額	1,134
前期繰越収支差額	6,237
次期繰越収支差額	7,371

●東京都写真美術館条例

平成2年3月31日

条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。

○東京都写真美術館条例

(設置)

**第1条** 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

**第2条** 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 2 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 3 写真等に関する図書収集、保管及び利用に関すること。
- 4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 5 館の施設の提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

**第3条** 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

**第4条** 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 館の管理上支障があると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(特別閲覧料)

**第5条** 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

**第6条** 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 館の管理上支障があると認められるとき。

- 3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(利用料金)

**第7条** 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)並びに収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)及び映像展(映像展示室において行われる展示をいう。)を観覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

**第8条** 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第9条** 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用权の譲渡等の禁止)

**第10条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

**第11条** 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

**第12条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 1 使用の目的に違反して使用したとき。
- 2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

**(損害賠償の義務)**

**第14条** 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

**(入館の制限等)**

**第15条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

**(指定管理者による管理)**

**第16条** 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不相当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
- 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不相当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
- 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
- 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
- 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

**(指定管理者の指定)**

**第17条** 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 2 安定的な経営基盤を有していること。
- 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

**(知事の調査及び指示)**

**第18条** 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

**(指定管理者の指定の取消し等)**

**第19条** 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。))とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。



(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
  - 2 都民の平等な利用を確保すること。
  - 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
  - 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
  - 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 2 業務の実施に関する事項
  - 3 事業の実績報告に関する事項
  - 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

	区分	使用単位	利用料金	
施設	2階展示室	全日	79,690円	
	3階展示室	全日	79,690円	
	ホール	午前		17,520円
		午後		23,370円
		夜間		23,370円
		全日		58,430円
	創作室	午前		6,030円
		午後		8,040円
		夜間		8,040円
		全日		20,120円
	ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日	160円	
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円	
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円	
	電源設備	1キロワット1回	120円	

- 備考
- 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
  - 2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

- 備考
- 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
  - 2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。



● 東京都写真美術館条例施行規則

平成2年5月25日

規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。

○東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

**第1条** 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)
- 2 1月1日から同月4日まで
- 3 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

**第2条** 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

**第3条** 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

**第4条** 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

**第5条** 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

**第6条** 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 1 事務室
- 2 館長室
- 3 収蔵庫
- 4 機械室
- 5 中央監視室
- 6 書庫
- 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

**第7条** 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない

(利用料金の承認の申請)

**第8条** 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

**第9条** 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
- 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
- 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
  - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

**(指定管理者の申請)**

**第10条** 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

**(指定管理者の指定の基準)**

**第11条** 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

**(指定管理者に関する読替え)**

**第12条** 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

**(臨時の館の管理運営に関する準用)**

**第13条** 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

**(委 任)**

**第14条** この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化スポーツ局長が定める。

**附 則(平成17年規則第38号)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

**別表(第2条関係)**

施設名	開館時間	入館時間
2階展示室 3階展示室 映像展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

**備考** この表の規定は、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

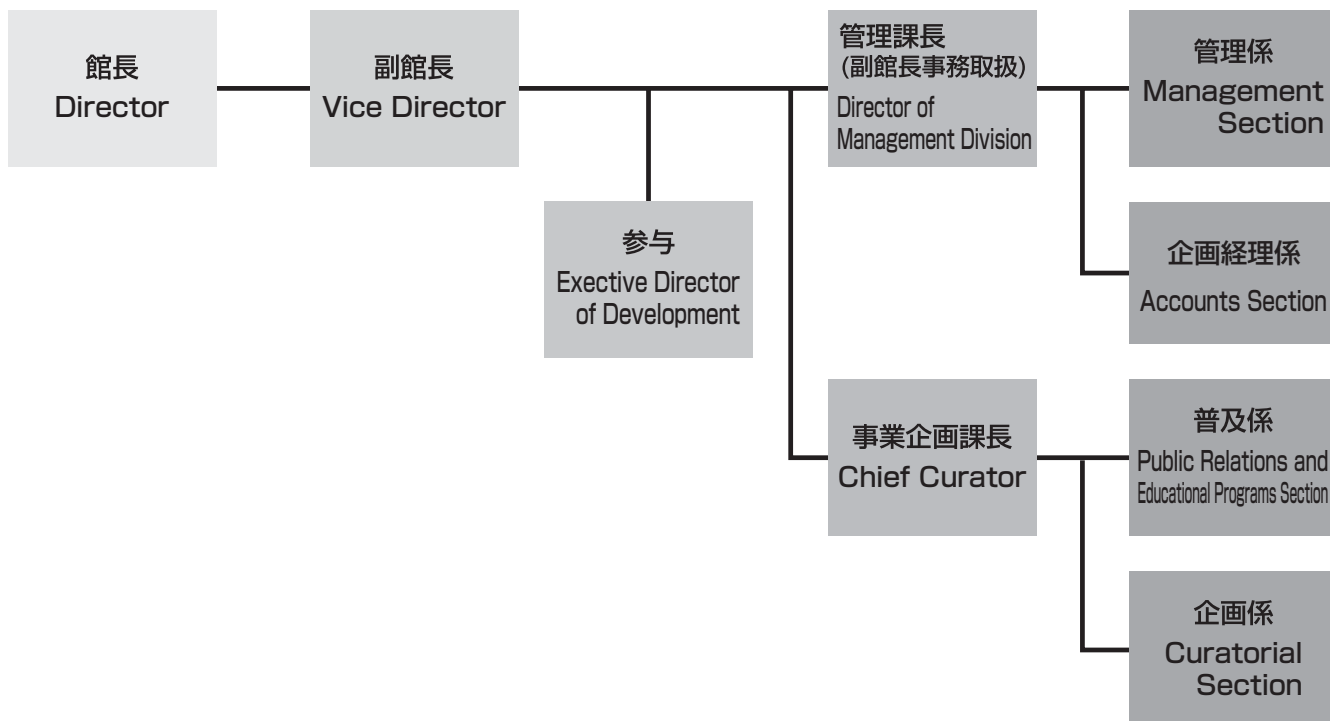
●開館の経緯

- 昭和61年11月—第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
- 昭和62年9月—東京都映像文化施設設置委員会設置
- 昭和63年7月—東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
- 平成元年2月—「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
- 平成元年8月—東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
- 平成2年6月—東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一次施設開館
- 平成3年8月—「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
- 平成5年7月—東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
- 平成6年8月—東京都写真美術館の建物竣工
- 平成7年1月21日—東京都写真美術館総合開館

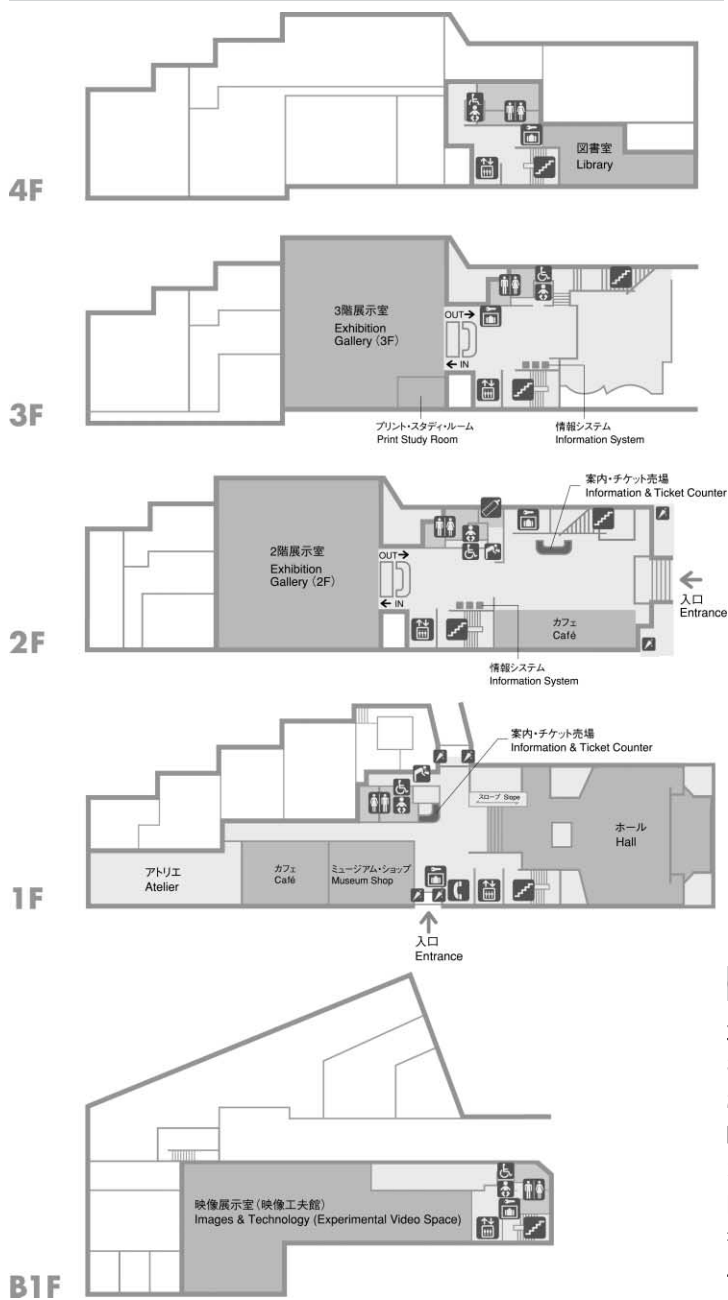
[歴代館長]

- 平成2年6月1日—初代館長に渡辺義雄就任（平成7年3月31日まで）
- 平成7年4月1日—第2代館長に三木多聞就任（平成12年3月31日まで）
- 平成12年4月1日—第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
- 平成12年11月6日—第4代館長に福原義春就任

●組織図



●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリントスタディールームも含む)	495
2階展示室	495
映像展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
ミュージアムショップ	50
1階カフェ	94
2階カフェ	10
総面積	7,500

## ●建物概要

### 外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法  
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え  
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装  
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

### 内部 (エントランスホール)

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)
- 床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

### 内部 (展示室)

- 天井. 岩綿吸音板貼り  
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り  
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

### 収蔵庫環境

収蔵庫、展示室に120カ所の温湿度計測システムを設置、  
24時間自動管理。

- 収蔵棚-1・海外作家作品 (銀塩・顔料)  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-2・国内作家作品 (銀塩・顔料)  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-3・歴史的写真および古典写真 (染料)、カラー  
写真、乾板  
10±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-4・フィルム類  
5±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-5・写真・映像関連機材  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-6・作家周辺資料  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-7・映像資料用フィルム類  
20±1℃、RH50±5%

## ●設備概要

### 昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台  
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台  
ロープ式：24人乗り (1,600kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台  
幅：1,200mm (踏段幅：1,004mm)

### 電気設備

- 1 受変電設備  
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz  
変圧器容量：1,900KVA  
契約電力：従量制
- 2 自家発電設備  
始動方式：電気式  
冷却方式：自己空冷式  
燃料：特A重油1,950L  
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備  
キュービクル式直流電源装置容量：200AH/10HR
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 ITV監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

### 空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源  
空冷ヒートポンプチラー  
冷房：24.6USRt×2 (24時間空調対象系統)  
ヒートポンプパッケージ型空調機：11機  
全熱交換器ユニット：12機  
地域冷暖房システムより供給：冷水1,990MJ/h、  
78m³/h  
蒸気1,975MJ/h、895kg/h



開館時間

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00  
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30  
（火・水のみ10:00-17:30）
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）  
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェー1F 10:00-20:00（火－土）  
10:00-18:00（日）  
2F 10:00-18:00（火－日）  
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ  
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
10:00-18:30（土）

休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

観覧料

- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。ホームページをご覧ください、インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

特別観覧（プリントスタディールーム）

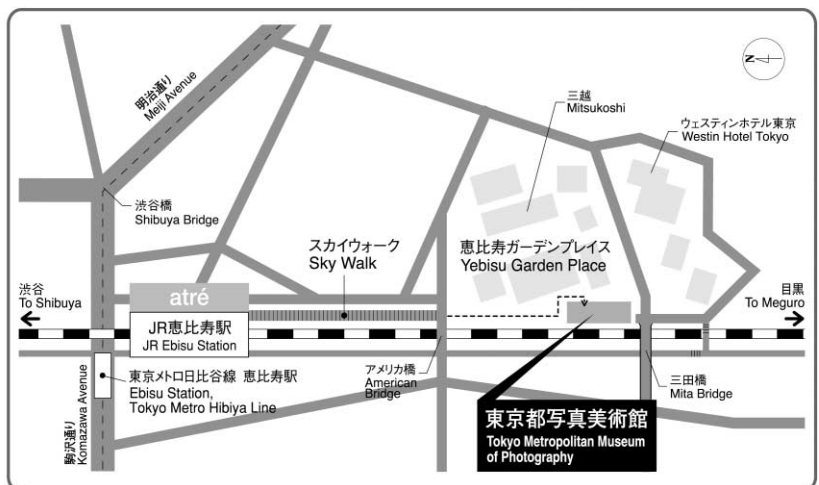
- 日時（予約制）：毎週木曜日 13:00～18:00
- 料金：作品等1点につき340円（観覧当日払い）

交通案内

- JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。  
（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。

お問い合わせ

- 電話：03-3280-0099
- HP：<http://www.syabi.com>



**東京都写真美術館年報2008-09（平成20年度）**

発行日：平成21年5月15日

編集：東京都写真美術館

製作・印刷：光写真印刷株式会社

発行：財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館  
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3

恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）



東京都写真美術館  
〒153-0062  
東京都目黒区三田1-13-3  
TEL.03-3280-0099